

特 記 仕 様 書

事業年度	令和 8 年度
工事名	県単舗装道路修繕工事（舞浜外舗装工）
路線河海名	一般県道 西浦安停車場線
工事箇所	浦安市 舞浜 外

千葉県葛南土木事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書(令和7年10月改訂)(以下、「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。
3. 本工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準(令和7年10月改訂)及び千葉県写真管理基準(令和7年10月改訂)によるものとする。これにより難い場合は監督職員と協議すること。

第2条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から100日間とする。なお、工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数。 雨休率=(休日数+天候等による作業不能日)/実働日数	0.78
その他の不稼働日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間/年間
 - ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間/年間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)
(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)
2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
4. 工事期間中に配置する1日当たりの交通誘導警備員は、下表の編成人員とする。ただし交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	編成人員 (一日当たり)	備考
切削オーバーレイ工	夜間作業	A：－人 B：3人	別途交代要員1人
切削オーバーレイ工 ※交差点作業時	夜間作業	A：－人 B：4人	別途交代要員1人
区画線工 道路付属物工	夜間作業	A：－人 B：2人	別途交代要員なし

5. 工事の施工に際し、地中埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
6. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修・補償しなければならない。
7. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第5条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 民家の周辺で停車する際は、アイドリングストップを心掛けること。
6. 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
7. 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料(灯油等を混入した燃料等)は絶対に使用してはならない。
8. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 新技術等の活用検討

受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術情報提供システム(NETIS)等を用い、新技術等の適用等がある場合は、監督職員に報告するものとする。

第2章 材 料

第7条 使用材料

工事着手前に使用材料表を提出し監督職員の確認を受けること。

第8条 海外材料

JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、(一財)土木研究センター等が発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

ただし、JIS認定製品として生産・納入されていない建設資材については、必ずしも海外建設資材品質証明書を必要としないものとする。

第9条 加熱アスファルト混合物

1. 加熱アスファルト混合物は、再生合材を原則とし、下記の仕様によるものとする。ただし、これに

より難い場合は、監督職員と協議するものとする。

混合物の種類	最大粒径(mm)	適用
改質Ⅱ型再生密粒度アスファルト(20) 溶融スラグ入り（中温化）	20	車道表層
再生粗粒度アスファルト(20) 溶融スラグ入り（中温化）	20	車道中間層

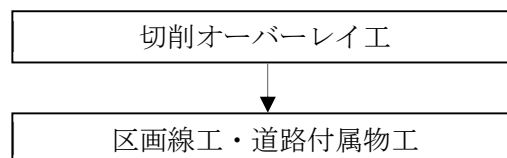
2. 受注者は、本工事で加熱アスファルト混合物事前審査の査定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第3章 施工

第10条 舗装工

1. 切削の際、切削廃材の飛散対策を十分に行うこと。
2. 街渠まで舗装が隆起している箇所について、適切に処理することとし、車両出入り部の擦り付けには十分留意すること。
3. 施工位置については、監督職員と立会いのもと、決定する。
4. 継目部の付着を良くするため、アスファルト乳剤を十分散布することとし、起終点の他にも継目部が生じる場合は、監督職員の了解を得ること。また状況写真を監督職員に提出すること。
5. 道路構造物、電線等に損傷を与えないよう留意すること。
6. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。
7. 区画線工は原型復旧を基本とする。
8. 本工事の実施にあたっては、原則、下記の施工フロー図のように施工することを想定する。
9. 切削オーバーレイ工にあたっては、表層まで即日復旧するものとする。
10. 既設とのすりつけについては良好に施工し、円滑な車両の通行及び振動等の軽減に努めること。
11. 上記及び本仕様書に規定されていないものについては、舗装施工便覧や舗装再生便覧（発行：(公社)日本道路協会）等の各種基準書に準ずるものとする。

施工フロー図



第4章 その他

第11条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和7年度版）「3. (2)撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和7年度版）及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第12条 舗装工事台帳の作成

受注者は、現場作業が完了次第、監督職員が指定する様式により『舗装工事台帳』を作成し、工期内に監督職員へ提出すること。

第13条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

建設副産物に関する特記仕様書

1. 共通事項

- 1) 「建設リサイクル推進計画 2020」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

作成する際は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を用いて登録・作成しなければならない。その電子データと出力した様式を各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提示し確認を受けること。

建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

路面切削により発生するアスファルト殻(528.2t)は、市川市千鳥町 14-4、片道運搬距離約 6.6km の㈱サンドテクノ市川合材センターに運搬、処理するものとする。なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

特記仕様書別表

詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 舗装工(修繕工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない